

環境保全とリベラリズム

高 津 融 男

目 次

- 一 はじめに
- 二 環境問題の変化と環境法制の転回
- 三 環境思想とリベラリズム
- 四 環境保全と市場主義の限界
- 五 リベラルな民主主義と対話的民主主義
- 六 環境保全とリベラルな中立的国家
- 七 むすびにかえて

一 はじめに

わが国における環境問題への社会的関心は、一九六〇年代後半からの公害問題にはじまり、八〇年代後半から顕在化したオゾン層破壊や地球温暖化に代表される地球規模の環境問題へと拡大した。⁽¹⁾ さらに近年、「環境ホルモン」と

呼ばれるいくつかの合成化合物がホルモン分泌系の作用を攪乱することがわかり、新たな環境問題としてその解明と対策とが急がれている。⁽²⁾

環境問題への世界的な取り組みとして、一九七二年にストックホルムで初めての国際的な環境会議が開催された。この会議で「人間環境宣言」が採択され、その第一原則において、現在と将来の世代がともに良好な環境を享受する権利、すなわち環境権をもつことが明らかにされた。環境権の表明は、各国の憲法や環境法制に大きな影響を与えた。⁽³⁾しかし、残念ながら石油危機の影響により、経済問題への対応が世界的に優先されるようになり、環境保全への意識は後退を余儀なくされた。⁽⁴⁾ストックホルムの環境会議の後、環境問題への国際的な取り組みが再開されるまでに、実に二十年の歳月を要したのである。

そして一九九二年に、リオ・デ・ジャネイロで待望の「地球サミット（国連環境開発会議）」が開催された。この会議には、一八三もの国・地域・機関が参加した。そのうちの二〇三カ国からは首脳が参加し、史上最大の首脳会議となった。この会議では、地球環境の保全と持続可能な開発とを実現するために、その具体策が協議された。そして「環境と開発に関するリオ宣言」・「森林保全原則声明」・「アジェンダ21」が採択され、「気候変動枠組み条約」と「生物の多様性保全条約」には参加国の多くが調印した。この会議を契機にして、わが国でも新たに「環境基本法」が制定され、環境保全のための施策を総合的かつ計画的に推進するための基礎となる法的枠組みが整備された。⁽⁵⁾

環境基本法が成立する以前のわが国の環境法制は、「公害対策基本法」と「自然環境保全法」の二つの法律に基づいていた。公害対策基本法は、大規模な産業公害による人々の健康被害と生活環境被害の問題を対象としていた。ま

た、自然環境保全法は開発事業による特定地域の優れた自然環境の破壊を問題としていた。これら二つの法律は、それぞれの問題に適した独自の手法をもつ。そのため、たとえば「美しい河川の水」を保全する場合、公害対策基本法は利用目的に照らして汚染源の対策をおこない水質の保全をはかるが、他方、自然環境保全法はゾーンニングの手法により河川そのものの保全をはかるのである。このように、環境基本法が成立するまでの環境保全に関する施策は、これら二つの法律に基づいて分野ごとに講じられてきたのである。

しかし、社会経済活動の拡大にともない廃棄物問題や地球環境問題といった新たな問題が生じ、公害対策基本法と自然環境保全法に依拠した分野ごとの対策では十分な効果が期待できなくなった。たとえば地球温暖化の場合、温室効果ガスの発生源対策だけでなく、森林の保全整備などの吸収源対策も連携しておこなう必要がある。このように、今日の環境問題は、人々の健康・生活環境・自然環境といった各分野ごとに対策を立てるのではなく、環境を総体としてとらえ有効な政策を総合的に推進しなければならない。そのために必要な法的枠組みとして構築されたのが環境基本法である。

環境基本法は、持続的な発展を可能とする社会を構築するために、国・地方公共団体・事業者・国民の各主体が、公平な役割分担のもとに、積極的に環境保全に努めることを義務として表明している。しかし、環境保全の施策の推進については、あらためて規範的な議論を展開する必要がある。われわれの社会は、自由を尊重する社会であり、各個人がそれぞれの個性を發揮し、その価値観に応じた多様な生き方を追求しうる社会である。たしかに、われわれは、より美しい環境を望んでおり、生命や健康をまもり、絶滅寸前の生物を保護することを望んでいる。しかし、これと

は別のことを望む人々もいる。彼らは貧困がなくなり、商品が安くなり、また雇用の拡大を望んでいる。両者の願望は一致することもあるが、しばしばするどく対立する。ここに環境政策の道徳的根拠が求められる理由がある。本稿は、自由社会の理論的基礎を提供してきたリベラリズムの伝統に定位しながら、国家の環境政策の正当化について考察するものである。

リベラリズムは、歴史的に見ると理論と実践の両方で実に多様な特徴をもった一つの伝統である。一般には、リベラリズムの誕生と宗教戦争とを結びつける説明がよく知られている。⁽⁶⁾長年の宗教対立の後に、戦争にかわる唯一の選択肢は寛容であった。リベラリズムは、この寛容の選択から誕生したのである。プロテスタントとカトリックの双方が受け入れたことは、国家は一つの信仰を押しつけるべきではなく、政治体制を安定させるために教会と国家とを分離することであった。リベラリズムとは、この原理を宗教の領域から市民社会の領域に移し替えたものである。リベラルな国家の任務は、このような対立を解消するために介入するのではなく、市民が善き生について多様な考え方を追求できるような、中立的枠組みを提供することにある。リベラリズムは、近代社会が避けることのできない多元性や多様性に対する唯一の答えとして考えられたのである。しかしながら、リベラリズムは単一で不変の本質をもつものではなく、いくつかの特徴によってその同一性が確認される一つの伝統と考えられる。

イギリスの政治思想史家J・グレイ (John Gray) は、リベラリズムに同一性を与える諸特徴として、人間と社会に関する次の四つの概念をあげている。⁽⁷⁾すなわち、個人主義・平等主義・普遍主義・改革主義である。第一に、リベ

ラリズムはいかなる社会集団の要求に対しても個人の道徳的優位を主張する。この点においてリベリズムは個人主義的である。第二に、人間のあいだの道徳的価値における法的または政治的差別の重要性を否定する点で、リベリズムは平等主義的である。第三に、人類の道徳的一体性を主張し固有の道徳的結社や文化形式には副次的重要性しか与えない。この点で普遍主義的である。最後に、リベリズムはすべての社会制度や政治的仕組みの修正可能性と改善可能性とを主張する。この点においてリベリズムは改革主義的である。グレイによれば、リベリズムの歴史的多様性にもかかわらず、人間と社会に関するこれら四つの概念からなる、一つの伝統として確認しうるのである。

しかし、現代の政治哲学者のあいだでも、リベリズムの基本的な特徴づけは論者によって異なる。たとえば、B・バリー (Brian Barry) はリベリズムの中心的な理想を次のように考える。⁽⁸⁾ すなわち、国家は人々の欲求を充たすための道具であり、人々を善き市民へと導くための道具ではない。バリーは国家の役割を交通整理を行う警官にたとえる。この警官の仕事は、それぞれの目的地に向かう車の運転手が互いに衝突せずに運転できるようにすることである。警官は運転手の目的地を変更させるような権力をもたず、ごく控えめな調整的な役割を果たすだけである。同じように国家の役割も、人々の人生計画には介入せず、誰にとっても公平で利用可能な条件のもとで、彼ら個人の利益や私的選好を追求できるようにすることである。

現代のリベリズムを代表する政治哲学者 J・ロールズ (John Rawls) は、⁽⁹⁾ 主著『正義論 A Theory of Justice』(一九七一年)において、「公正としての正義」と呼ばれる社会的正義論を展開した。それは次のような社会制度を期待する。すなわち、他の人々を犠牲にして、ある特定の人々の人生を道徳的配慮と関係なく有利なものにすることの

ない社会制度である。そのため、人種・性・宗教など社会的自然的偶然による差別はもちろん、経済的不平等の多くも不正となる。このような特徴をもつロールズの社会的正義論は、強力な平等主義的リベラリズムと言えよう。ロールズは、これを新たな契約論によって基礎づけるのである。

ロールズによれば、人々は、正義の諸原理を選択する最初の契約を「無知のヴェール」と呼ばれる独特の仮説的狀態においておこなう。そこでは、誰も自分自身について重要な事実を知らない。すなわち、自己の人種・性別・才能・経済的階級・社会的地位について知らず、また善き人生とは何かについてさえも知らないのである。このような特殊な状況の下で、人々は、自己の目的や利益の増進だけを望み、その上で合意に至りうる原理を決定する。その際、人々は自己の人生が最悪となることを避けようとし、すべての人々に対し平等に配慮する原理を選択することになる。この様にして選択された原理は次のようなものである。第一原理（平等な自由原理）、各人は他の人々にとっても同一の自由と両立しうる最大限の自由の全体系への平等な権利をもつ。第二原理、経済的・社会的不平等は、以下の二条件を充たすように調整されなければならない。(a)（格差原理）もっとも恵まれない人々に最大の利益を与えなければならない、(b)（公正な機会均等原理）公正な機会の平等という諸条件の下に、すべての人に開かれた地位と職務とを伴うものでなければならない。そして、第一原理は第二原理に辞書の順序で優先する。ロールズの正義の二原理は、細かな政治的決定に対してではなく、人々の生活の様々な機会を確定する社会の基本構造に作用する。たとえば、平等な自由原理は、虐待・差別・政治的抑圧を排除し、平等な機会均等原理は平等な能力と動機をもつ者がその出自や階級などに関係なく目的を達する機会を平等にもつことを保証する。そして、格差原理によれば、能力の違いによ

る報酬の格差が認められるのは、すべての人の善にとって、特にもっとも恵まれない者の善にとって、それが手段として必要な場合に限られるのである。格差原理は、社会的・経済的弱者の福祉の向上をめざす原理といえる。

アメリカの代表的な法哲学者R・ドゥオーキン (Ronald Dworkin) もまた、リベラリズムの主張を平等主義的特徴と国家の中立性によって次のように特徴づける⁽¹⁰⁾。すなわち、政治的決定は、できるかぎり善き生についての個々の考え方から独立していなければならない。というのも、ある社会に住む市民は、それぞれ善き生の考え方について異なっており、政府がひとつの考え方を別の考え方よりも推奨するならば、政府は市民を平等な存在として取り扱うことにはならないためである。このように、現代のリベラリズムは、個人主義と平等主義の特徴に加えて国家の中立性によって特徴づけられることが多いのである。

このような特徴を持つロールズとドゥオーキンの平等主義的リベラリズムは、福祉的国家の理論的正当化を与えるものとなったが、これに対して個人の自由を徹底して擁護する立場が現われた。すなわち、R・ノージック (Robert Nozick) をはじめとするリバタリアニズムの思潮である⁽¹¹⁾。この立場に共通する特徴は、個人の自由・私的財産権・自由競争市場を重視する点にあり、きわめて個人主義的な色彩をもつ。リバタリアニズムが個人の自由を擁護し、福祉的国家に対して批判的であるのは、国家の強制的権力が福祉の供給を目的として用いられるとしても、それが個人の自由を侵害するおそれがあるためである。さらに、国家の介入は市場よりも非効率的である点などがあげられる。

さらに、一九八〇年代から台頭してきた共同体論からも、リベラリズムに対する批判が提起された⁽¹²⁾。共同体論の主張も論者により違いがあるが、次のような共通する見解も確認しうる。すなわち、個人は社会や文化と独立して存在

するものではない。というのも個人は社会についての理解や価値や信念を、その社会の内部で獲得するためである。さらに、共同体論者のなかにはリベラリズムに潜在する極端な個人主義を批判する者もいる。彼らはまた、政治を一種の市場としてとらえる理論を拒否する。というのも、そのような理論の内部では、有権者と政治家との関係が、市場の売り手と買い手との関係に還元されてしまったためである。共同体論者は、社会に共通する善き生についての理想を、公共的な対話において確定し、それを執行することを政治のはたらきとする「共通善の政治」を主張する。彼らは、リベラリズムが善き生の問題を政治と切り離し、個人の私的関心事とする点を批判するのである。このような共同体論者にとって、政治の任務は善き生に関する特定の考え方にしたがって個人を有徳な存在へと完成させることにある。このような「卓越主義 perfectionism」の考え方を、共同体論者の多くが支持するのである。⁽¹³⁾

今日、リベラリズムは共同体論の洞察を批判的に摂取するかたちで理論的変容をとげつつある。なかでも、J・ラズ (Joseph Raz) による「卓越主義的リベラリズム」の理論展開が注目される。⁽¹⁴⁾ 彼は、善き生の問題を主観化することを拒否し、個人の有徳性を促進することを政治の正当な任務とする卓越主義を支持するのである。ラズの理論の特徴は、卓越主義と「価値多元主義」とを結びつける点にある。ラズによれば、善き生を規定する価値は客観的妥当性をもち、しかも、そのような客観的な価値は複数存在し相互に競合するのである。個人は、客観的に価値のある複数の選択肢を利用できて、はじめて自律しうるのである。ラズは、こうした自律の条件も共通善としてとらえ、その確保を政府の責務とする。さらに、ラズは価値多元主義によって政治的権力が画一的な価値を個人に押しつけることを防止できると考えるのである。

以上のように、リベラリズムは現代においても実に様々な特徴が与えられている。本稿の目的は、国家の環境政策の実施をうまく正当化しうるリベラリズムの諸特徴を検討することにある。具体的な問いとして、たとえば個人の合理的な選択に依拠した市場主義的なりベラリズムは環境問題にうまく対処しうるか、リベラルな民主主義は環境政策について公正で合理的な決定を与えられるか、そしてリベラリズムの中立的な国家は環境政策を推進しうるか、このような問いである。本稿では、これらの問題を順次考察しながら、国家による環境保全の総合的な取り組みをもっともうまく正当化するリベラリズムが、どのような特徴をもつのかを明らかにする。

(1) 一般に、地球環境問題として次の九種類の現象が取り上げられる。①オゾン層の破壊、②地球の温暖化、③酸性雨、④熱帯林の減少、⑤砂漠化、⑥開発途上国の公害問題、⑦野生生物主の減少、⑧海洋汚染、⑨有害廃棄物の越境移動である。

(2) Deborah Cadbury, *Feminization of Nature: Our Future at Risk* (Hamish Hamilton, 1997), 井口泰泉監修・解説、古草秀子訳『メス化する自然——環境ホルモン汚染の恐怖』(集英社、一九九八年)、Theo Colborn, Dianne Dumanoski, and John P. Myers, *Our Stolen Future: Are We Threatening Our Fertility, Intelligence, and Survival? — A Scientific Detective Story* (Dutton, 1996), 長尾力訳『奪われし未来』(翔泳社、一九九七年)。

(3) 淡路剛久「環境権の確立を求めて」『公害研究』二〇巻一号。わが国ではストックホルム会議よりも少し早くに環境権の考え方が現れた。一九七〇年の三月に、東京で開催された公害に関する国際シンポジウムで「環境を享受する権利」を基本的人権の一つとして確立することが提唱された。同年九月に、日本弁護士連合会は環境権を差止請求などの訴えを起こしうる具体的な私法上の権利として環境権を認めるよう要求した。大阪弁護士会環境権研究会『環境権』(日本評論社、一九七三年)。環境権の検討については以下の文献を参照。沢井裕『公害差止の法理』(日本評論社、一九七三年)、淡路剛久『環境権の法理と裁判』(有斐閣、一九八〇年)。

(4) 加藤久利「『地球環境』概念の誕生とその発展過程——体験的環境外交論」内藤正明・加藤三郎編『持続可能な社会シス

- テム（岩波講座「地球環境学」10）（岩波書店、一九九八年）所収、二七頁以下。
- (5) 環境企画庁政局企画調整課編著『環境基本法の解説』（ぎょうせい、一九九四年）。
- (6) リベラリズムと寛容との関連については次の文献を参照。Susan Mendus, *Toleration and the Limits of Liberalism* (Macmillan, 1989). 谷本光男・北尾宏之・平石隆俊訳『寛容と自由主義の限界』（ナカニシヤ出版、一九九七年）、John Rawls, *Political Liberalism* (Columbia U.P., 1993)。
- (7) John Gray, *Liberalism*, Open University Press, 1986. 藤原保信・輪島達郎訳『自由主義』（昭和堂、一九九一年）。
- (8) Brian Barry, *Political Argument*, Oxford U.P., 1965, p. 66.
- (9) J. Rawls, *A Theory of Justice*, (Harvard, 1971)、矢島欽次監訳『正義論』（紀伊国屋書店、一九七九年）。ロールズの初期の重要な論文も翻訳されている。田中成明編訳『公正としての正義』（木鐸社、一九七九年）。ロールズの正義論については、井上達夫『共生の作法』（創文社、一九八六年）、塩野谷祐一『価値理念の構造：効用対価値』（東洋経済新報社、一九八四年）、田中成明『法的空間』（東京大学出版会、一九九三年）を参照されたい。川本隆史『ロールズ——正義の原理』（講談社、一九九七年）、渡辺幹雄『ロールズ正義論の行方——その全体系の批判的考察』（春秋社、一九九八年）。また、浜田宏一はロールズの正義の二原理による環境権の正当化の可能性を指摘している。浜田宏一『損害賠償の経済分析』（東京大学出版会、一九九七年）、一〇七—一〇頁。
- (10) Ronald Dworkin, *Taking Rights Seriously*, Harvard U.P., 1978, p. 127.
- (11) R. Nozick, *Anarchy, State, and Utopia*, (Basic Books, 1974)、島津格訳『アナーキー・国家・ユートピア（上）（下）』（木鐸社、一九八五年、一九八九年）。
- (12) リベラリズムと共同体論の論争については、以下の文献を参照。S. Avineri and A. de-Shalit (eds.), *Communitarianism and Individualism*, Oxford U.P., 1992. Wil Kymlicka, *Liberalism, Community and Culture*, Oxford U.P., 1989. Stephen Mulhall and Adam Swift, *Liberals and Communitarians*, Blackwell, 1996.
- (13) 卓越主義の概念についても論者により実に多様である。この概念についての代表的な考え方として以下のものがある。J.

Rawls, *A Theory of Justice*, p. 325, Thomas Hurka, *Perfectionism* (Oxford U. P., 1993), p. 147, John Finnis, 'The Legal Enforcement of "Duties to Oneself": Kant vs Neo-Kantians,' *Columbia Law Review* 87 (1987), p. 434. また、卓越主義の概念を明確化し説明を与えるものとして次の文献がある。Steven Wall, *Liberalism, Perfectionism and Restraint* (Cambridge U. P., 1998), ch. 1.

- (14) Joseph Raz, *The Morality of Freedom*, Oxford U. P., 1986. また、翻訳と邦語文献として次のものがある。森際康友編『自由と権利—政治哲学論集—』(劉草書房、一九九六年)、濱慎一郎「ジョセフ・ラズにおけるリベラリズムの哲学的基礎づけ」『同志社法学』四七巻二号、一〇二—一六四頁。

二 環境問題の変化と環境法制の転回

国家による環境政策の規範的な議論にはいる前に、今日の環境問題の特徴と公害訴訟の展開、そして基本的権利としての環境権の解釈にみられる国家の役割について簡単に確認しておこう。⁽¹⁾

環境問題が社会問題として人々に認識されたのは、一九六〇年代にはじまる「公害問題」である。当時、日本は重化学工業を中心とした急速な経済成長をとげると同時に、各地で深刻な公害を引き起こしていた。特に、水俣病・第二水俣病・四日市ぜんそく・イタイイタイ病は四大公害と呼ばれ、典型的な産業公害として大きな社会問題となった。四大公害の被害者は損害賠償を求めて訴訟を提起し、そのいずれもが被害者の勝訴に終わった。こうした産業公害は工場周辺の住民に深刻な健康被害をもたらすため、環境破壊となる行為の差止が課題となった。

一九七〇年代にはいり、公害問題に加えて次のような「生活公害」や「施設公害」などの新たな環境問題が生じた。

生活公害の代表的な例として、自動車の利用にともなう大気汚染やゴミ処理問題などがある。また、施設公害については、新幹線・高速道路・空港などの大規模な公的施設による生活環境の破壊が問題となった。とくに、後者の施設公害の問題は、政府の在り方や公共性とは何かをあらためて問うことになった。

たとえば、大阪国際空港公害訴訟や名古屋・新幹線公害訴訟は、いずれも騒音による生活環境の被害が生じたため、損害賠償の請求とともに人格権・環境権に基づく差止が請求された。差止の内容は、大阪空港訴訟の場合には夜間の飛行を禁止すること、名古屋・新幹線訴訟の場合には騒音を一定の音量以下に低減することであった。判決の結果は、両者とも損害賠償の請求については認められたが、差止請求については次のように厳しいものとなった。すなわち大阪空港訴訟の場合、差止請求は民事訴訟として不適法とされ、また名古屋・新幹線訴訟の場合、被害区間の騒音は受忍限度を超えていないとして差止請求は棄却された⁽²⁾。

このように、わが国の環境問題は公害問題から生活公害や施設公害へと拡大し、また多様化していった。そこで、環境問題の質的な変化を三つの観点から大まかに整理すると次のようになる⁽³⁾。第一に、環境問題の規模に関する変化である。公害問題の場合、環境破壊の影響は特定地域に限定されていたが、生活公害や施設公害の場合、問題の規模は拡大し、関連する主体の数も多くなった。第二に、被害者のひとり一人が被るリスクの量的な変化である。公害問題の場合、水俣病やイタイイタイ病のように被害者の健康被害はきわめて深刻なものであった。他方、生活公害や施設公害の場合、公害問題に比べ被害者ひとりのリスクは、より小さなものになった。第三に、環境問題に関連する主体の性質と主体間の関係の変化である。公害問題の場合、関連する主体は加害者としての事業者と被害者としての住

民であり、両者は対立しあう異なった主体であった。これに対し生活公害や施設公害の場合、環境破壊の原因者として一般市民も含まれるのである。市民は、自動車の利用や商品の使い捨て、それに空港や新幹線の利用において一般的な便益を受けているため、主体間の関係は、公害問題のように加害者と被害者の関係ではなく、受益者と受苦者の関係としてとらえる方がより適切になった。

ここで注目すべき点は、生活公害の場合には受益者と受苦者とが重なることが多いが、他方、施設公害の場合には受益者と受苦者とが必ずしも重ならない点である。前者の場合には、市民はその主体内部に自己葛藤が生じやすく、責任の自覚も生じやすい。そのため、たとえば自動車の利用を控えたり、ゴミの量を抑えたりすることは比較的容易である。つまり、自己制御が可能といえる。しかし、後者の場合には受益者と受苦者とが重ならないため、主体と主体との間に葛藤が生じやすい。また、飛行機や新幹線の利用のように人々の意識が便益に傾きやすく、付近の住民の苦痛に対して無自覚になりやすいため、交通需要の自己制御は困難となる。こうした点に、生活公害と施設公害との違いを確認することができる。

そして、一九八〇年代の後半より地球環境問題が注目されはじめた。この問題は、空間的に地球全体に広がり、人々の生活圏を越えている。さらに、問題の原因者は現在の世代であり被害者は将来世代であるため、時間的な枠を越えた問題でもある。今日のわれわれの世代が地球環境問題に直面することはないため、この問題を認知する可能性はきわめて低い。地球環境問題の存在は科学者の専門的な判断やマスコミの報道に大きく依存しており、自己制御はきわめて困難といえる。このような特徴をもつ地球環境問題に対処するために、情報提供型の政策や環境教育を推進

したり、民間団体の自発的活動を支援することも必要である。もちろん、公害問題や生活公害に一定の効果をあげた直接規制や、環境保全型の公共投資も有効であろう。さらに、環境税や排出権取引などの間接的な手法の導入についても検討する必要がある。このように地球環境問題の出現により、環境政策の総合的で計画的な推進が不可欠となり、そのための基礎となる法的枠組みの構築が求められるようになり、一九九三年に環境基本法の成立をみたのである。

環境基本法は、「環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的」としている。ここで示された「健康で文化的な生活を営む権利」、すなわち環境権は憲法によって根拠づけられる。注意すべき点は、環境権が憲法第一三条の「幸福追求権」と憲法第二五条一項の「生存権」のどちらに根拠づけられるかによって、環境権の内容と性格に違いが生じる点である。⁽⁴⁾

環境権が、憲法第一三条の「生命、自由及び幸福追求の権利」によって導き出される場合、それは人格権として理論構成される。このとき、環境権は幸福追求の前提となる良好な生活環境を享受する権利を意味し、そうした生活環境の利益の侵害を排除する消極的な自由権としての性格をもつことになる。他方、環境権が憲法第二五条一項の「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」によって導き出される場合、環境権は社会権として理論構成され、第十三条による人格権の構成よりも積極的な性格をもつことになる。つまり、環境権の社会権的構成は、生命や身体に関わる環境侵害への防御権だけでなく、一定の文化的 content をもつ生活環境の永続的な保証を請求する権利となる。

ここで注目すべきことは、憲法の生存権が保障する文化的生活と環境権が保障する文化的生活との違いである。⁽⁵⁾

まり、生存権は「最低限度」の生活を保証し、環境権はそれ以上の文化的生活を保証する点である。両者の違いは何を意味するのだろうか。環境基本法が実現しようとする文化的生活とは、「生活保護法」によって保障される最低限度の生活ではない。それは、むしろ「自然環境を保全する文化」に依拠した国民の生活といえるだろう。このことは、環境基本法が公害から生活環境を保護するだけでなく、われわれの生活環境の枠を越えた自然環境ないし地球環境の保全を謳っていることから明らかである。環境権は、生活環境だけでなく自然環境を保全する人々の行為を保障するものといえる。二十一世紀の環境問題に対応すべく、環境権は、今後さらにこのような方向にむけて発展されるべきであろう。

以上のように、環境権は人格権と社会権の二つの理論構成が可能である。⁽⁶⁾前者からは、環境破壊による利益侵害からの「救済」と破壊防止のための「規制」が導かれる。また、後者からは生活環境と自然環境の「保全」と「管理」が導かれる。これらは憲法や環境基本法の下位にある諸法律によって具体化されており、法律の機能に応じて大きく三つに分類する。すなわち、「環境救済法」と「環境規制法」、そして「環境管理法（事業法）」である。前二者は環境権の人格権的構成に相当する分野であり、後者の環境管理法は環境権の社会権的構成に相当する分野といえる。特に、今後その重要性が増すと考えられるのが環境管理法である。このように、環境法全体の重点が公害の防除から自然環境の保全へと移行しつつあることが確認しうるのである。

ここでは、一九六〇年代後半からの公害問題から今日の地球環境問題へといたる環境問題の変化を追い、それともなう環境法制の転回について確認してきた。⁽⁷⁾次に、こうした環境法制に依拠した環境政策の推進について、その規

範的な考察を開始することになるが、最初に環境思想とリベラリズムとの関係について確認しておこう。

- (1) 環境問題の特徴を検討するものとして次の文献を参照。飯島伸子編著『環境社会学』（有斐閣、一九九三年）、中西準子『水の環境戦略』（岩波新書、一九九四年）、同『環境リスク論——技術論から見た政策提言』（岩波書店、一九九五年）、宮本憲一『環境経済学』（岩波書店、一九八九年）。環境法については次の文献を参照。阿部泰隆・淡路剛久編『環境法』（有斐閣、一九九五年）、原田尚彦『環境法（補正版）』（弘文堂、一九九五年）、松浦寛『環境法概説（改定新版）』（信山社、一九九七年）。また、環境法についての考察は、竹下賢の以下の諸論文に依拠している。竹下賢『環境法と法治主義——環境法の思想的考察』加茂直樹・谷本光男編『環境思想を学ぶ人のために』（世界思想社、一九九四年）、一三四―二五二頁、同「環境をめぐる法文化」竹下・角田編著『マルチ・リーガル・カルチャー』（晃洋書房、一九九八年）、第三章。
- (2) 名古屋・新幹線訴訟については経済学者による重要な指摘がある。浜田宏一『損害賠償の経済分析』（東京大学出版会、一九七七）、岩田規久男「いわゆる『公共事業』の『公共性』について」（『環境法研究』十一号、一九七九年）、同「新幹線訴訟控訴審判決における利益衡量の経済学的検討」（『ジュリスト』八四〇号、一九八五年）。

(3) 環境問題の特徴については、梶田孝道『テクノクラシーと社会運動——対抗的相補性の社会学』（東京大学出版会、一九八八年）、飯島伸子編著『環境社会学』第一章・第二章（註1）、中西準子『水の環境戦略』序章・第四章（註1）を参照。

(4) 松浦寛『環境法概説（改定新版）』（信山社、一九九七年）。

(5) 竹下賢「環境をめぐる法文化」、四八―九頁（註1）。また指宿正典『憲法2基本権』（成文堂、一九九六年）も参照されたい。

(6) 竹下賢「環境をめぐる法文化」、五〇―一頁（註1）。

(7) 一九九五年の日本法哲学会では環境問題の基礎理論について学際的な視点からその探求が試みられた。学会年報には、その重要な諸論文が収められており、ぜひとも参照されたい。日本法哲学会編『環境問題の法哲学・法哲学年報1995』（有斐閣、一九九六年）。ここでは主に環境権と環境法の発展を中心にみてきたが、環境保全の施策を推進する国の責務をどのように理論構成するかという重要な問いにはふれられなかった。これに関連する議論として、竹下賢による環境国家論の展開

があり参看を乞う。竹下賢「環境国家論の現代的意義——環境基本法をてがかりとして」『関西大学法学論集』(第四四巻、第四・五合併号)、同「環境法と法治主義——環境法の思想的考察」(註1)また、環境問題に対する信託論の有効性を検討するものとして、山崎康仕「環境問題とトラスト」、加茂直樹・谷本光男編『環境思想を学ぶ人のために』(世界思想社、一九九四年)、二五二―七六頁がある。公共信託財産論については、Joseph L. Sax, *Defending The Environment: A Strategy for Citizen Action*, 山川洋一郎・高橋一修訳『環境の保護——市民のための法的戦略』(岩波書店、一九七四)を参照されたい。

三 環境思想とリベラリズム

リベラリズムと環境思想とは、たがいにまったく関係のない立場である論じられることがある。その理由のひとつに、リベラリズムの基本的特徴である「契約」の概念がある。この概念は、契約に参加する能力をもたない動物や自然物を、正義の適用範囲から除外するために用いられる。たとえば、ロールズは『正義論』のなかで次のように述べる。⁽¹⁾すなわち、正義の諸原理に従って行為する能力をもつ「道徳的人間」だけが、正義による保護を受ける資格をもつ。なぜなら、そのような道徳的人間だけが、正義の諸原理を対象とする原初契約に参加できるからである。こうした能力を欠く自然物は、正義論の領域からはずされてしまい、人間と自然物との正しい関係について考える作業は、形而上学に一任されてしまうのである。

しかし、ロールズのこのような主張にもかかわらず、彼の正義論を修正し「動物の権利」を要求する倫理学を構築しようとする者もいる。⁽²⁾また、ロールズの正義論が実は潜在的に環境政策を要求するものであることを示そうとする

論者もいる。⁽³⁾ こうした試みを含めて環境思想全般が、理論と実践の両面でリベラリズムとどのような関係をもつのか、この点について確認したい。

リベラリズムの伝統の最も重要な構成要素のひとつに「平等主義」がある。⁽⁴⁾ リベラリズムは、他者を平等な観点から配慮することを要求する。そして、すべての人が平等な権利に値すること、また他者を平等な存在として配慮し尊重する政策にのみ、われわれは従うべきであることを主張する。リベラリズムは実践面でも平等主義的な態度を支持し、人種差別や女性差別をはじめとする一切の差別的な態度を拒否するのである。

歴史を振り返ると、このような平等主義の適用は「人間」の範疇にとどまることなく、動物や自然物にまで拡張されていった。その過程で、次のような「人間中心主義」に対する批判が生まれてきた。すなわち、人間の環境破壊によって動物や自然物に被害が及ぶとき、動物や自然物は人間によって不当な扱いを受けているのである。さらに、被害を受けた動物や自然物を保護せず放置しておくことは、人間の倫理的共同体からそれらを排除することになる。これらは動物や自然物に対する差別的な態度にはかならないために、人間中心主義として批判されるのである。

しかし、実際にはリベラリズムの理論家と実践家の多くが、環境を保護する態度をとってきた。リベラリズムの平等主義には「他者の平等な配慮と尊重」という基本原理がある。彼らの環境保護的な態度は、この「他者」の観念の拡張を伴うのである。すなわち、われわれが尊重すべき他者には、人間以外の動物はもちろん、生態系そのものも含まれるのである。たとえば、A・レオポルド (Aldo Leopold) は倫理の適用範囲を土地にまで拡張することを提案

する。そのような倫理を、彼は「土地倫理」と呼ぶ。

「土地倫理は、ヒトという種の役割を、土地という共同体の征服者から、単なる一構成員、一市民へと変えるのである。これは、仲間の構成員に対する尊敬の念の表われであると同時に、自分の所属している共同体への尊敬の念の表われでもある。⁽⁵⁾」

しかしながら、リベリズムの理論家の多くが「土地倫理」や「全体論」を支持することに困難を覚える。これらの思想は、個人の自由を前提にするよりも、個人を相互に依拠する共同体の一構成員にすぎないという前提にたつ。リベラルな理論家は、個人よりも共同体を優位におくことに不安を覚えるのである。しかし、リベリズムの平等主義の理想は、少なくとも動物の「個体」の保護を訴える環境思想の誕生に大きな影響を与えてきたのである。それまでの環境思想は、個体よりも「種」の保存に関心を向けてきたのである。さらに、感覚を持たない自然物と人間との関係に関する理論の開発も続けられている。たとえば、法の領域においてはC・ストーン (Christopher Stone) の試みが、そうした理論開発を代表する先駆的な試みといえよう。⁽⁶⁾ 彼は、社会の進歩にともない法人のような無生物にも権利が認められるようになったことを指摘し、適切な人間が自然物の後見人となることにより、自然物も法的権利をもちうると主張した。

R・ナッシュ (Roderick Nash) は、アメリカの奴隷制に反対するリベラルな政治運動と、環境主義者の試みとのあいだに次のような興味深いアナロジーを示した。⁽⁷⁾ 先に述べたように、環境主義者は人間の倫理的共同体の範囲を、動物や植物や生態系さえも含むように拡張すべきであると主張する。これと同様に、かつての奴隷制廃止論者は、黒

表(3-1)

法 律	年	拡張された権利保有者
マグナ・カルタ	1215	イギリス貴族
アメリカ独立宣言	1776	アメリカ入植者
解放宣言	1863	奴 隷
合衆国憲法・修正19条	1920	女 性
インディアン市民権法	1924	アメリカ先住民
公正労働基準法	1938	労 働 者
公 民 権 法	1957	黒 人
絶滅危険種保護法	1973	自 然

(権利の拡大：R. ナッシュ『自然の権利』TBSブリタニカ、9頁参照)

人が不当な扱いを受けており、いかなる道徳的地位も拒否されていると告発した。当時、奴隷制の廃止論者は、あまりに急進的にすぎると考えられていたが、同様のことが、今日の環境主義者についてもあてはまる。ナッシュは、環境倫理学をリベラリズムの論理的な帰結であると考えたのである。

十九世紀のリベラリストは人種差別と女性差別を克服しながら、より道徳的な普遍主義へと歩んでいった。今日の環境主義者は、人間中心主義からさらに拡張された道徳的普遍主義へと歩みだしている。われわれ人間は、他の生物をわれわれ自身と同じ存在とみなし、彼らを平等に尊重し配慮することを求められているのである。十九世紀のリベラリストは、近代化と進歩の犠牲者を保護しようとしたが、二十世紀の環境主義者もまた近代化の犠牲者である動物や自然物を保護しようとするのである。

リベラリズムの伝統には、さらに次のような倫理的側面がある。⁽⁸⁾ リベラリストは、常に自己の立場や価値、そしてアイデアや理論を批判的に検討してきた。さらに、彼らは政治領域だけでなく学問領域においても、議論の開放性と寛容の支持者であった。環境主義者のなかには、リベラリズムの伝統が環境問題の

取り組みに失敗し、その解決策を提示できないことを批判する者もいる。しかし、彼らのこうしたリベリズムへの批判も、自由で寛容な社会を前提にはじめて可能となるのである。このことは、環境主義者も認めるところである。

同様のことが、環境思想の受容の問題にもあてはまる。つまり、環境思想が受容されるには、哲学的論争の場が新たな理想に対して開かれており、理論だけでなく方法論の批判についても寛容さが保たれていなければならない。こうした議論の開放性と寛容が必要なのは、環境思想が伝統的な人間中心主義の方法論をとらずに、急進的とも言える生物中心主義や環境中心主義の方法論に訴えるためである。環境思想は伝統的な道徳理論や正義論と異なり、人間以外の自然物を人間と同様の道徳的存在と考え、人間と人間以外の自然物との道徳的関係について論じるのである。このような環境思想の誕生には、リベリズムが方法論の一元化を拒否し、新たな哲学的理想が開花しうる哲学的領域や知的領域を育成してきたことに大きな要因がある。

このように、リベリズムは環境保全的な態度が開花するための土台となったが、その理由は政治的実践の領域にも見出すことができる。それは、教会、国家、大規模工場そして大企業に対して、個人を保護するというリベリズムの伝統である。先に述べたように、この伝統は十八世紀に教会や国家から個人を保護したことに始まる。さらに、リベリズムは民主主義が独裁政治をもたらさうという警告もおこなった。多数者の専制政治に対処しようとした懷疑は、二十世紀の市民権思想へとつながっていった。今日、リベリズムは社会的弱者の庇護者となり、独占に反対し公正な政府や普遍的な法を擁護する運動となっている。

環境主義者は、今日こうしたリベラリズムの伝統と同じ立場を取っている。彼らは大規模工場や大企業の活動に意義を申し立てる。なぜなら、大規模工場や大企業は「持続可能な開発」を行わないためである。こうした企業は、ただ利潤追求という動機しか持たないため、大気や水を汚染し森林を破壊することが多く、良好な環境に対する個人の権利を無視するのである。国家はこうした企業の活動に規制を加える必要がある。しかし、残念ながら経済的その他の理由から、国家は個人が受けた被害を配慮しない場合が多い。このような状況において、環境主義者の任務は、状況を記録し警告を発するとともに、必要な社会的運動を展開することにある。

以上のように、ここで確認しえたことは、リベラリズムの伝統は、その哲学や政治的態度において、環境への配慮や環境思想の誕生に影響を与え、それらの推進に貢献してきたということ、このような歴史的事実である。

- (1) John Rawls, *A Theory of Justice*, (Oxford U. P., 1973), pp. 520-529. 翻訳四〇八―一五頁。また、以下の文献も参照。M. S. Pritchard and W. L. Wade, 'Justice and the Treatment of Animals: A Critique of Rawls,' *Environmental Ethics* 3 (1981), pp. 55-62. Walter Achterberg, 'Can Liberal Democracy Survive the Environmental Crisis?', in A. Dobson and P. Lucarde, eds., *The Politics of Nature* (Routledge, 1993), pp. 81-101.

- (2) 動物の権利については、以下の文献を参照。S. Clark, *Animals and their Moral Standing* (Routledge, 1997), J. Feinberg, 'The Rights of Animals and Unborn Generations,' in his *Rights, Justice and the Bounds of Liberty* (Princeton, 1980), 鶴木 奎治郎訳「動物と生まれざる世代のさまざまな権利」(『現代思想』一九九〇年十一月号) / T. Regan and P. Singer, eds., *Animal Rights and Human Obligations* (Prentice Hall, 1989), T. Regan, *The Case for Animal Rights* (London, 1988), P. Singer, ed., *In Defence of Animals* (Blackwell, 1985) / 戸田清訳『動物の権利』(技術と人間、一九八六年)。

- (3) B. Barry, 'Justice between Generations,' in P. M. S. Hacker and J. Raz, eds., *Law, Morality and Society* (Oxford U. P.,

- 1977), R. Manning, 'Environmental Ethics and John Rawls' Theory of Justice,' *Environmental Ethics* 3 (Summer, 1981).
- (4) リベラリズムと平等との関連については、ドゥオーキンの議論を参照。Ronald Dworkin, *Taking Rights Seriously*, (Duckworth, 1981).
- (5) A. Leopold, *A Sand County Almanac* (Oxford U. P., 1949), 新島義昭訳『野生のうたが聞える』(講談社学術文庫、一九九七年) 三一九頁。
- (6) Christopher Stone, 'Should Trees Have Standing?', *Southern California Law Review* 45 (1972). 岡崎修・山田敏雄訳・畠山武道解説「樹木の当事者適格——自然物の法的権利について」(『現代思想』一九九〇年十一月号)。ストーンの議論に対する批判として次の文献が重要である。P. S. Elder, 'Legal Right for Nature: The Wrong Answer to the Right(s) Question,' *Osgood Hall Law Journal* 22 (Summer 1984), Mark Sagoff, 'On Preserving the Natural Environment,' *Yale Law Journal* 84 (Dec. 1974).
- (7) Roderick Nash, *The Rights of Nature*, (University of Wisconsin Press, 1989). 岡崎洋監修・松野弘訳『自然の権利——環境倫理の文明史』(TBSブリタニカ、一九九三年)。
- (8) リベラリズムと寛容についての議論は、Susan Mendus, *Toleration and the Limits of Liberalism* (Macmillan, 1989). 谷本光男・北尾宏之・平石隆俊訳『寛容と自由主義の限界』(ナカニシヤ出版、一九九七年)を参照されたい。また、環境思想とリベラリズムの寛容論との関係にふれるものとして、M. Sagoff, *The Economy of the Earth* (Cambridge U. P., 1988), A. de-Shalit, 'Is Liberalism Environment-Friendly?', *Social Theory and Practice*, 21, 2 (Summer 1995)を参照。

四 環境保全と市場主義人の限界

環境保全とリベラリズムとの関係を論じる際に、まず最初に検討すべき点は次のようなりベラリズムの基本的な主張である。すなわち、個人の合理的な経済行動は、環境政策の問題を解決するための最善の基礎を提供するため、国

家はまったく介入すべきではない。このような環境問題へのアプローチの仕方を、リベリズムの「市場主義」と呼ぶことにする。ここでは、市場主義を前提とするいくつかの議論を、国家の役割に注意しながら検討する。

多くの議論が、環境問題に対する市場主義のアプローチに反対する方向で進められてきた。経済学者のなかにも、もはや市場の「見えざる手」が有効に作用するとは考えられず、したがって計画と管理が必要であると主張する者もいる。環境問題を処理するにあたって、もはや個人の合理的な経済行動によっては、効率性と公正さの両方を満足することはできないのである。

こうした環境問題に関する市場主義への批判もまた、経済的な考え方に基礎をおいている。いわゆる「市場の失敗」である。⁽¹⁾ 個人の合理的な経済行動は、より多くの汚染を帰結してしまう。というのも、汚染の費用が汚染者によって負担されるのではなく、汚染者と環境を共有する他の人々に負担されるためである。もちろん汚染者は、ここで悪意に動機づけられる必要はない。問題は、市場のアイデアそのものにある。個人の利己的な態度は、開発と資源利用とを制限し、環境的な理念を尊重することができないのである。というのも、環境に配慮した生産は環境に配慮しない生産よりも費用がかさむため、利潤追求の動機から環境配慮的な生産を行うことは不合理となるためである。

さらに、市場主義に対するもっとも重要な批判は次の点にある。それは、個人の合理的な経済行動が、最善かつ最も合理的な結果をもたらすという信念に対する批判である。この信念をくつがえす例としてG・ハーディン (Garret Hardin) の有名な「コモンズの悲劇」がある。⁽²⁾ いま、どの牧夫も自由に牛を放牧できる共有の牧草地があるとしよう。すべての牧夫は経済的利益を追求し、できるだけたくさん牛をそこで飼おうとする。しかし、この牧草地の収

表 (4-1)

A \ B		個人 B	
		協力	非協力
個人 A	協力	20.000	60.000
	非協力	60.000	0

(囚人のジレンマ)

環境保全とリベラリズム

同志社法学 五〇巻二号 一八〇 (一八〇)

容力には限界がある。一人の牧夫が、共有の牧草地に何頭まで牛を放牧するのが合理的か考えたしよう。彼が牧草地の自分の牛の群れに一頭を加えると、彼が手にする利益はその一頭分の収益とほぼ一致する。というのも、牛一頭分の費用は牧夫全体によって負担されるため、その費用は無視できるほど小さくなるからである。その結果、牧夫は常に放牧する牛の数を増やすことを選択する。悲劇は、すべての牧夫が彼と同じ結論に達し、牧草地は過放牧となることによって生じる。共有の牧草地は荒廃してしまい、すべての牧夫がそこで牛を飼えなくなってしまうのである。これが共有地の悲劇である。このように、個人の合理的な経済行動が、最悪の結果をもたらす場合が存在するのである。

共有地の悲劇の発生は、「囚人のジレンマ」と呼ばれるゲームによってもとらえられ^③る。いま、AとBの二人からなる社会があり、各個人に六万円の利益をもたらす公共財が存在するとしよう。公共財は、一般に、いったんそれが生産されると誰もがそれを利用することができるとい性質をもつ。この公共財を生産するのに費用が総額八万円かかる。二人が協力して公共財を生産する場合、費用の負担は二人に等しく分割されるため一人四万円の負担となり、六万円の利益からこの四万円の費用を差し引き、二人はそれぞれ二万円の利益を手に入れることになる。しかし、表(4-1)に示されているよう

に他の戦略の可能性があり、二人にとって最善の戦略は相手だけに公共財を生産させること、つまり相手に費用の全額を負担させることである。この場合、裏切られた相手は、公共財から得る利益の六万円から費用の全額八万円を差し引き、二万円の損失となる。さらに、AとBの二人がともにこの戦略をとった場合、公共財は生産されなくなる。残念なことに、二人にとって有利な戦略は協力しないという戦略である。つまり、相手が協力しなくても、自分の利益は協力しない方が得であり、相手が裏切った場合に被る二万円の損失も回避できるからである。このように、個人にとって合理的な選択が、社会的な合理性と反する結果をもたらすのである。しかし、個人に協力的な解決を実施する手段を与えることで、このジレンマから逃れることができる。政府は、こうした協力的結果を実施する潜在的な能力をもつのである。

環境問題に対処するための政策として、市場主義者は、汚染者に対する罰金を提案する⁽⁴⁾。彼らの提案は、市場にわずかに介入し、汚染者の活動に対し環境税を導入することである。自然資源を汚染したり浪費した者は、それに対する対価を支払わなければならない。しかし、問題は、環境被害をどのようにして評価するのか、そもそも評価すること自体が可能なのか、この点にある。たとえば、被害の地域に限定されず国境を越える場合、どのように被害を評価するのだろうか。また、職場の環境といった社会の非常に細かな場所で生じた被害を、どのようにして評価するのだろうか。環境税の導入には、こうした評価の問題がある。

これに加えて、消費者が工場の汚染に対し費用を支払わなければならない場合がある。特に、市場が独占されてい

る商品の場合や、ごく少数の企業によって生産される生活必需品やエネルギーの場合に、この問題が生じる。汚染者である工場が、汚染に対する費用を支払うとき、工場はその費用を消費者に転嫁する。このとき、不公正さは増大する。というのも、所得の多い人ほど、商品の消費も増加するにもかかわらず、所得に対しその商品に支払われる金額が占める割合は小さくなるためである。

市場主義者のなかには、環境問題は自由という理想に対する倫理的信念の問題であると主張する者もいる。彼らは現実の環境被害を十分に認識しているため、次のような提案をする。市場の要求には環境への配慮が含まれるため、企業が自らの方法で市場の多様な要求に応えることを認めるべきである。この主張は、経済的効率性だけでなく政治的自由の擁護とも結びついている。汚染を減らす必要がある場合、汚染権を売買するシステムを導入する方法がある。⁽⁵⁾ たとえば、 x が許容される汚染量を表し、 n が企業の数を表すとき、それぞれの企業は x/n だけ排出権を得る。生産量を維持し汚染の排出量を抑えられる企業は、その生産を続けるとともに、排出量を抑えることによって余った排出権を他の企業に売却し、それによって生産の費用をまかなうことができる。このように汚染量を抑えることで新たな状況に適用できる企業もあれば、排出権を買わざるをえない企業もある。さらに重要な問題として、有害廃棄物や汚染の被害を、どのように配分するかという問題がある。第三世界の国々は、長いあいだ有害廃棄物の危険にさらされてきた。たとえば、一九七〇年代のアフリカ諸国は、西側諸国の企業に、その有毒廃棄物や放射性廃棄物を埋めるための土地を提供してきた。また、西側の世界では、貧しい人々は安全な場所に家を買うことができず、また安全な仕事を見つけないことのできないのである。

環境主義者の市場主義に対する決定的な疑問は次の点にある。なぜ汚染を除去するのに汚染が生じるまで待つべきなのか。なぜ人々の健康が損なわれる前に汚染を止めないのか。なぜ汚染の場所を私人の選択に委ねるべきなのか。そのような選択を川や海を汚染する工場の経営者に委ねるべきなのだろうか。そもそも、そのような選択は私的な選択なのだろうか。

このような市場主義に対する疑問から、急進的な環境主義者のなかには自由経済そのものを問題とし、利潤追求の動機をもたない社会主義経済を志向する者もいる。これに対して、多くの人々は完全な国家所有や公的所有が自由と一致するかどうか疑問を感じている。さらに、社会主義経済が、環境に対しより良い結果をもたらすかどうかについても疑問が残る。たとえば、東ヨーロッパの公共所有が環境にもたらした結果は、われわれが見習うべき先例とはならない。⁽⁶⁾そのため、環境主義者のなかには、市場を修正し環境に対しより優しいものにすることを主張する者もいる。彼らは、リベラリズムのすべてを拒否するわけではない。彼らがリベラリズムを不適切と考えるのは、リベラリズムが個人主義的な経済行動に依拠した経済を意味する場合、それは生態系や原生自然の保護といった問題を無視するためである。環境主義者にとって正しい問いとは、市場をいかにして放棄するかではない。市場はどのような種類の環境財を提供することができ、また提供することができないかという問いである。

環境哲学者のアヴネール・デ・シャリット (Averer de-Shalit) は、次のような多くの重要な環境財を市場は産出しえないことを指摘する。⁽⁷⁾市場は、環境を保全する個人や企業に対し補償や報酬を与えることはない。たとえば、歴史的価値を持つ家屋に住みそれを保存する人は、通常その費用に対する支払いを受けることはない。もし彼がその家

を開発業者に売るならば、彼は多額のお金を手にしうる。たしかに、市場は環境問題に解決を与えることもある。たとえば、水道水の質が悪化した場合、ミネラル・ウォーターが市場に出まわる。都市に緑地が無くなれば、農夫は土地を解放し、都市の住人は車で出かけて自然を享受し、その対価を農夫に支払うのである。さらに騒音に対して、ガラス工場は格安の二重窓を市場に供給する。このように、市場は環境問題に解決を与えるのである。しかし、深刻な問題が残る。そもそも、われわれはこのような解決を望んだのだろうか。われわれ全員がこの新たな支出を支払うことができるのだろうか。さらに、市場は個別の問題を解決しうるとしても、一般的な環境危機に対して適切な解決となりうるのだろうか。たしかに、市場は環境破壊を処理する理論的方法を提示しうる。しかし、市場はそれを実現しうるのだろうか。汚染がその例である。ゴミ箱の設置や清潔な環境は、すべての人が望む財である。しかし、特定地域の森林の保全はその地域の人々だけが望む環境財である。個人の経済行動はこうした森林の保存へとは向かわないというのも、製材業者にとっての森林の経済的価値は、環境主義者が森林を保護するために支払う価値よりも大きいためである。このように、デ・シャリットは環境問題において市場が供給しえない財が非常に多いこと、またその中には重要なものがいくつか含まれていると主張するのである。

われわれは、市場が環境時代にも意味を持つシステムとして受け入れるとしても、やはり政治の役割は強く期待されるのである。重要なことは、市場経済がよいのかどうかではなく、環境時代にふさわしい政治とは何か、国家の役割は何かを問題にすることである。この問題との関連で、リベラリズムは、環境政策を推進する必要性が明らかにされたという政治的事実を認めなければならぬ。すなわち、環境問題は、善き生に関する論議を含むような政治の性

質と政治過程についての見解と密接に関連すること、さらに環境問題は、ある特定の目標を達成するための手段だけでなく、われわれの政治の目的そのものに関連するということ、このような政治的事実である。

- (1) 「市場の失敗」についての詳しい議論は以下のものを参照されたい。今井賢一・宇沢弘文・小宮隆太郎・根岸隆・村上泰亮『価格理論Ⅱ』（岩波書店、一九七一年）第七章、奥野正寛・鈴木興太郎『ミクロ経済学Ⅱ』（岩波書店、一九八八年）、岸本哲也『公共経済学（新版）』（有斐閣、一九九八年）、J. Stiglitz, *Economics of the Public Sector* (Norton, 1988)。藪下史郎訳『公共経済学』（東洋経済新報、一九八六年）第Ⅵ部。岸本哲也の『公共経済学』は、「政治の失敗」についても詳しく論じられている。竹内靖雄は「見えざる手」の失敗と「市場の失敗」の意味に関する思想的な分析をおこなっている。竹内靖雄『市場の経済思想』（創文社、一九九一年）、一六八―七五頁。また、ミシヤンの論文は外部性の問題を考えるうえで参考になる。E. J. Mishan, 'The Postwar Literature on Externalities: An Interpretative Essay,' *Journal of Economic Literature*, 9 (1), March 1971, pp. 1-28。岡敏弘訳「外部性に関する戦後の文献——解釈的論文」、松浦好治編訳『法と経済学』の原点』（木鐸社、一九九四年）。ここでのリベラリズムの市場主義に対する批判的考察は次の文献に依拠している。A. de-Shalit, 'Is Liberalism Environment-Friendly?', *Social Theory and Practice*, 21, 2 (Summer 1995), pp. 82-103。
- (2) G. Hardin, 'The Tragedy of the Commons,' *Science* 162 (Dec. 13) 桜井徹訳「共有地の悲劇」シュレーダー・フレッチェット編——京都生命倫理研究会訳『環境の倫理（下）』（晃洋書房、一九九三年）所収、四四五―四七〇頁。「共有地の悲劇」についての詳しい説明は、柴田弘文・柴田愛子『公共経済学』（東洋経済新報社、一九八八年）を参照されたい。
- (3) 次の書物は「囚人ジレンマ」の概説書ではないが、ゲーム理論を用いた合理的経済的人についての興味深い哲学的考察が、平易な日本語で語られている。Shaun P. Hargreaves Heap and Yanis Varoufakis, *Game Theory: A Critical Introduction* (Routledge, 1995)。荻沼隆訳『ゲーム理論——批判的入門』（多賀出版、一九九八年）。
- (4) 環境税もしくは課徴金については、次の文献を参照されたい。ピグー税とポーモル・オーツ税の違いや、地球環境問題に対する直接的規制の有効性など、環境政策の経済的手法に関する興味深い指摘がある。植田和弘『環境経済学』（岩波書店、

一九九六年)、植田和弘・岡敏弘・新澤秀則編著『環境政策の経済学——理論と実践』(日本評論社、一九九七年)。また、次の論文集には環境法と環境政策に関する重要な論文が収められている。Richard L. Revesz, *Foundations of Environmental Law and Policy* (Oxford U. P., 1997)。

- (5) 排出権取引については次の文献に詳しい説明がある。天野明弘『地球温暖化の経済学』(日本経済新聞社、一九九七年)、植田和弘・岡敏弘・新澤秀則編著『環境政策の経済学——理論と実践』(註4)。
- (6) Robert Goodin, *Green Political Theory*, (Polity, 1992), p. 25.
- (7) A. de-Shalit, 'Is Liberalism Environment-Friendly?', pp. 93-4 (註1)

五 リベラルな民主主義と対話的民主主義

(一) 民主主義と社会選択理論

ここでは、政治的な決定過程についてのリベラリズムの考え方について検討してみよう。今日、世界の多くの国々で民主的な政治制度が採用されている。民主主義についてのリベラルな考え方によれば、政治共同体の構成員である個人の選好は、かれの個性を反映しているため等しく重視されなければならない。リベラルな民主主義の目的は、個人の選好を公正で効率的な方法で集団的決定を行うことにある。しかし、そのような公正と効率性の二つの要求を満足する制度を見出しうるのだろうか。これがリベラルな民主主義の問題である。

民主主義についてのリベラルな考え方に対し、社会選択理論は次のような問題を提起する。最も広く議論されている多数決投票の限界は、フランスの哲学者M・コンドルセ (Marquis de Condorcet) によって指摘された「投票のパ

表 (5-1)

個人	選好	選択肢間の関係		
		x	y	z
A	$x > y > z$	>	>	<
B	$z > x > y$	>	<	>
C	$y > z > x$	<	>	>
社会		>	>	>

(投票のパラドクス)

「パラドクス」という問題である。⁽¹⁾いま、A、B、Cの三人からなる社会があり、そこにx、y、zの三つの選択肢がある。この社会の決定の問題を考える。三人の選好順序はそれぞれ表(5-1)のようになっている。表の中の不等号は、いずれの選択肢が選好されているかを示しており、個人Aを例にとると、xとyの選好順序は $x \succ y$ であり、個人Aはyよりもxを選好しているのである。

そこで、yとzとのあいだで選択する場合について考えると、個人Aと個人Cはyを選び、個人Bだけがzを選ぶことになり、多数決をとると二対一でyがzに勝利する。同様に、xとyとの選択と、xとzの選択を行うと、xはyに勝利し、zはxに勝利することになる。つまり、このような選好順序を持つ三人の社会では、zよりもy、yよりもx、xよりもzが選択されるため、勝者は決まらずに循環してしまうのである。

このような投票のパラドクスを一般化したのがK・アロー(Kenneth Arrow)の不可能性定理である。⁽²⁾アローの定理に代表されるように、社会選択理論は民主主義的な決定方法に対し次のような問題を提起する。すなわち、投票者の選好を集計する方法で社会的決定を導くとき、公正で合理的な方法は存在しない。この一般的な問題提起は、具体的には次の二つの問題を含意する。すなわち、決定ルールの恣意性の問題と

戦略投票の不可避性の問題である。⁽³⁾ これら二つの問題について、D・ミラー (David Miller) の議論に即して検討を進めることにしたい。⁽⁴⁾

まず、決定ルールの恣意性の問題について考えてみよう。決定ルールの代表的な例として「多数決ルール」と「順位評点ルール」の二つのルールがあげられる。

多数決ルールは、選択肢が二つしかない単純多数決法を、選択肢が三つ以上の場合にまで拡張したものである。⁽⁵⁾ たとえば電力供給の問題を考えてみよう。選択肢は石炭・石油・ガス・原子力の四つである。各投票者は、まず石炭と石油のあいだで投票し、続いて石炭とガスのあいだで投票し、以下同様に投票を進めてゆく。このようにして多数決ルールは、最終的にどの選択肢に多数派が存在するかを明らかにする。この多数派の選択が社会全体の選択となる。しかし、多数決ルールによって多数派の選択肢を見出すことができないうちがある。たとえば、石炭は石油とガスに勝利するが、原子力には敗北するであろう。他方、原子力についてはどうか。原子力は石炭と石油に勝利するが、ガスには敗北してしまう。このような場合、どの選択肢が勝利者となるのか明らかではない。

次に、順位評点ルールは個々の投票者が選択肢すべての評価順位を決定し、それに基づいて勝者を明らかにする方法である。⁽⁶⁾ たとえば、各投票者は石炭・石油・ガス・原子力のあいだで一番から四番までの順位をつける。これをもとに一位には三点、二位には二点、三位には一点といった具合に、各順位ごとに得点が与えられる。最終的に、各選択肢の合計得点によって勝利者を確定する。この順位評点ルールは「ボルダ計算法」と呼ばれる。残念ながら、この方法にも問題がある。選択肢の合計得点は、順位を合計を表現しているにすぎない。そのため、人々の選択肢に対する

表(5-2)

選択肢\投票者	V ₁	V ₂	V ₃	V ₄	V ₅	V ₆	V ₇	V ₈	V ₉	V ₁₀	V ₁₁	合計
石炭	2	2	2	2	2	3	3	3	3	3	3	27(*1)
石油	3	3	3	3	3	3	0	0	0	0	0	18(*2)
ガス	1	1	1	0	0	0	2	2	2	1	1	11
原子力	0	0	0	1	1	1	1	1	1	2	2	10

*1: ボルダ勝利者 *2: コンドルセ勝利者

支持を正確に反映するものではない。たとえば、石炭の合計得点が一〇〇点であり石油の合計得点が一〇〇点の場合、人々が石炭を石油の二倍支持していることにはならない。選択肢の合計得点はあくまで順位の合計であって、投票者の支持を正確に反映するものではない。

多数決ルールと順位評点ルールは、ともに不完全な決定ルールではあるが、かりに両者の方法によって勝利者が確定したとしても、次のような問題が残る。それは、多数決ルールの勝利者と順位評点ルールの勝利者とが必ずしも一致しない点である。たとえば、一人の投票者のうち、石炭を一位にする者が五名、石油を一位にする者が六名いるとしよう。この場合、多数決ルールを採用すると石油が勝利者となる。次に、石炭を二位に評価する者が六名、石油を四位(最下位)に評価する者が五名いる場合、ボルダ計算法を用いると石炭が勝利者となる。したがって、われわれの前には過半数の人が第一位に選好する選択肢(石油)と、ほとんどの人が高い評価順位を与える選択肢(石炭)とが存在することになる。そのため、どちらの選択肢が勝利者となるかは、どちらの決定ルールを用いるかによって決まることになる。(表5-2)

社会選択理論が提起する第二の問題は、戦略的投票である。⁽⁷⁾ 戦略的投票とは、ある投票者が彼の望む選択肢が勝利する機会を多くするために、彼の本当の選好を偽って

投票することである。戦略的投票が成功するかどうかは、他の投票者の選好を知りうるかどうかにかかっている。このような行動をとる投票者が何人か存在する場合、多数決ルールと順位評点ルールのどちらの決定ルールも、戦略的操作をまぬがれないのである。

以上より、ミラーはリベラルな民主主義の考え方に対する社会選択理論の問題提起を、次の二つの主張に集約する。第一に、公正かつ合理的であり、他のいかなる決定ルールにもまさりうる、個人の選好を集計する方法は存在しない。第二に、いかなる決定ルールも戦略的操作をまぬがれない。社会選択理論はこれら二つの問題を民主主義のリベラルな考え方に対し提起するのである。では、この問題を回避しうるような民主主義の考え方は存在しうるのだろうか。

(二) 対話的民主主義

ミラーは社会選択理論の問題を回避しうる民主主義の考え方として、対話的民主主義 (deliberative democracy) の考え方を提示する。⁽⁸⁾ 対話的民主主義は次のことを前提としている。すなわち、政治的選好は対立しうること、そのため民主制度はこの対立の解消を目的としていること、これらのことを前提とする。対話的民主主義は、合意しうる判断の達成を目的とした、強制のない開かれた議論を通して、政治的対立を解消しようとする。決定にいたるまでの対話の過程は、自己の最初の選好が他の人々の見解を配慮することにより修正される過程でもある。対話の当事者は、合意にいたるために一般的原理に依拠した提案を行う必要がある。そのため、最初が自己の帰属する集団の要求を支持することにあつたとしても、一般的な論議の場においては、自己の支持する要求に理由を与えなければなら

ない。たとえば、特定の集団の生活水準を改善することが政治共同体の共通の利益となる、このような理由である。こうした一般的原理は、類似した状況にある他の集団にも適用されることを含意するため、対話者はより広い見地を取る必要がある。最終的な決定にいたるとき投票が必要な場合もありうるが、その場合でも対話の参加者は、すでに討議した事柄に依拠した判断を形成しているのである。かれらは、どの政策が様々な要求を最も満足するのか、またどの政策が競合する見解のあいだで最も公正な妥協案となるのか、これについて意見を表明するのである。

問題は、民主主義の対話的な考え方によって社会選択理論の問題を回避しうるのかどうか、この点にある。完全な合意にいたることは対話を導く理想ではあるが、いかなる討議も全員一致の合意をえると考えるのは非現実的である。投票はやはり依然として必要であり、そのため社会選択の問題はつきまとうのである。重要なことは、社会選択の問題を一掃することではなく、対話的民主主義がこの問題を弱める能力を備えているということを示すことにある。ミラーは、このように述べて対話的民主主義の有効性を明らかにするために次の二つの論点について検討する。⁽⁹⁾

第一に、対話は最終的判斷において集計される選好の範囲を限定しうるという論点である。第二に、対話する集団の意見の構造に関する知識は決定ルールの選択に影響しうるという論点である。

そこで最初に、なぜ初期の選好のいくつかが排除されるのか、その理由について考えてみよう。もっとも直接的な例は、選好順序が経験的に誤った信念に基づいているために、その選好が不合理な場合である。エネルギー政策を例にとると、ある参加者が環境への健全さに配慮し各資源の順位を、①石炭、②ガス、③石油、④原子力と評価したとしよう。対話の過程で、石炭発電の環境への深刻な影響を示す強力な証拠が提示され、彼は環境配慮的な観点をとる

ことにより、その順位を、①ガス、②石油、③石炭、④原子力へと変更した。最初の評価順位が支持できなくなったのは、説得力のある経験的事実が示され、より適切な他の価値観の存在に気づいたためである。このように対話の効果は、評価順位を少数の整合的なパターンへと純化することにある。

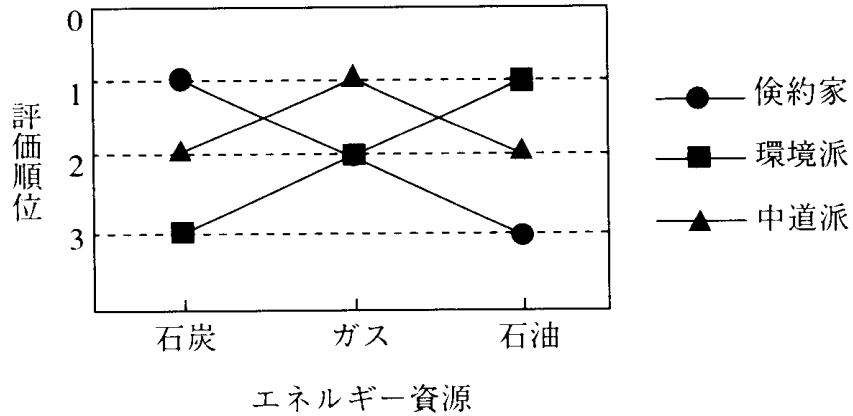
さらに、ある選好が社会の道徳的信念に反するため、だれもそれを公共的な場で表明しようとはしない場合がある。たとえば、人種差別である。たしかに、個人的に差別意識を持つ者もいるであろうが、議会のような公共的な政治的討論の場で差別的発言をしてはならないことは一般に承認されている。人種差別などを理由にした発言を公にできないという事実は、提示された政策が、形式的な一般性を備えていなければならないことを意味する。公共的な対話の場に参加が認められるためには、他の参加者の誰もが潜在的に受容しうるような観点から主張しなければならないのである。R・グッディン (Robert Goodin) が指摘するように、われわれが公共的な役割を受け入れたならば、公を優先した選好が表現されるように自己の選好を整備しなければならないのである。⁽¹⁰⁾

このように対話は道徳的な規範を活性化するが、それだけでない。対話することにより参加者は同じ一つの集団を形成していると考えようになり、そこで新たな規範が生じうるのである。対話は、ばらばらな個人の寄せ集めを、互いに協力者として認めあう一つの集団へと変化させる効果をもつ。対話は、個人の自己利益をくつがえすだけの十分な強度をもった規範を集団内部に生みだしうるのである。

さて、以上の点は社会選択問題を回避するために、どのように役立つのだろうか。最初に、多数決ルールは投票循

表 (5-3)

	儉約家	環境派	中道派
石炭	1	3	2
石油	3	1	2
ガス	2	2	1

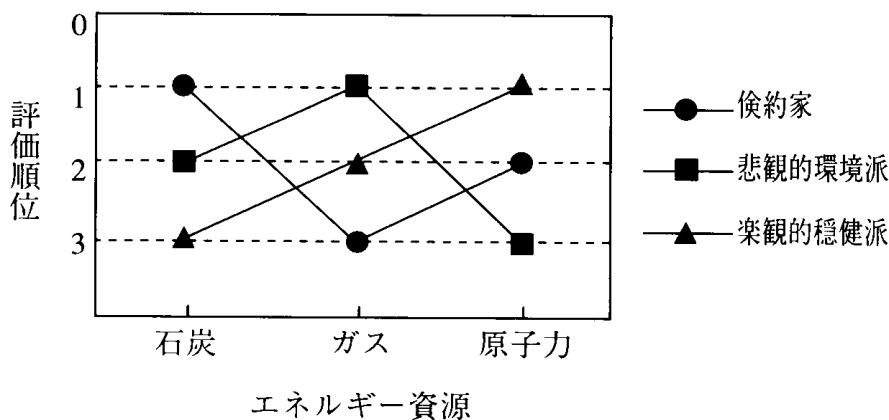


環の存在によって有効性を失うという問題について考える。たとえば、次のように二つの選択肢を比較したとき、多数派は石炭よりもガス（ガス√石炭）を、原子力よりも石炭（石炭√原子力）を、そしてガスよりも原子力（原子力√ガス）を選んだとしよう。この場合、明らかに投票循環が存在している。そこで次の知識に訴えよう。すなわち投票循環は、投票者の評価順位が「単峰性 single peaked」をもつことによって回避しうるのである。この場合、投票者は左端の選択肢を最高の評価順位を与えるが、右端の選択肢を中央の選択肢よりも高く評価することはない（表5-3）。この意味で選好が単峰型であるとき、必ず一つの選択肢は多数決勝利者でなければならず、二者間投票の繰り返しによってその勝利者を発見することができるのである。

単峰性は投票者の選好について何を明らかにするのだろうか。それは、たとえ投票者が採用する選択肢の評価順位が異なっていたとしても、同一の観点から選択を理解することを意味している。たとえば、石炭は三種類の燃料のなかで最も費用がかからないが、

表 (5-4)

	儉約家	悲観的環境派	楽観的環境派
石炭	1	2	3
ガス	3	1	2
原子力	2	3	1



環境に対してはもつとも有害である。石油は最も高価であるが環境には一番やさしい資源である。ガスは費用と環境の二つの点で石炭と石油の中間に位置する。この時、われわれは投票者が直面する選択を、経済的コストと環境に対する健全性との間の選択として見る事ができる。そして、投票者の特徴も儉約家と環境派と中道派の三種類に分割することができる。それぞれの立場の基礎には、同一の次元に二つの価値のあいだの選択がある。このことは評価順位が単峰的であることを保障するのに十分である。

(5-3表)

多くの場合、われわれは倫理的に洗練された判断がこうした特徴を示すことを期待するかもしれない。政策選択は二つの価値の間での選択を表している。異なる投票者集団はそれぞれの価値に對し異なった評価を下している。しかしながら、倫理的判断が関連する場合にも、単峰性が失われることがありうる。たとえば、原子力が石油に替わる第三のエネルギー資源としよう。原子力は中程度に安価な資源であり、環境に対しては一般的に健全ではあ

るが、大事故の危険性をともなう。そのため、投票者は二つの集団に分かれる。節約家の評価順位は、石炭▽原子力▽ガスとなる。悲観的な環境派は、ガス▽石炭▽原子力となる。楽観的な環境派は、原子力全体の利益を考慮し原子力事故の危険性を甘受しうると考えるために、その評価順位は、原子力▽ガス▽石炭となる。いずれの集団も多数派を形成せず、各エネルギーの選択肢は残りの選択肢に勝利できない投票循環に陥っている。

このことは、いかにして生じるのか。この場合、決定の基礎に二つの次元で不一致が存在している。ひとつは、費用と環境の安全性との間の比較考慮において不一致が存在し、もうひとつは環境への配慮を前提とした上で、原子力事故の危険性と、予測される環境汚染との相対的評価において不一致が存在する。節約家にとって、問題となるのは費用だけである。また、楽観的な環境派は環境の安全性だけが重要である。しかし、悲観的な環境派は費用と環境の両方を問題にしており、しかも環境の安全性について楽観的な環境派と意見を異にするのである。このような場合、二つの次元に不一致が存在しており、単峰型ではない評価順位が形成され投票循環が生じるのである。

この問題は対話的民主主義の内部で、どの様にして処理されるのだろうか。対話の参加者は、他者の説得を目的としているため、自己の嗜好の根拠を示す必要がある。そこで様々な意見が表明されるとき、初期の選択肢集合の基礎に不一致の次元が一次元だけなのか、それとも二次元以上存在するのか、このことが明らかになる。もしも不一致の次元が二次元以上であるならば、初期の決定を構成要素に分解する必要がある。再び発電所の選択について考えてみると、選択肢は石炭・石油・ガスであり、各選択肢は明確に区別されており無関連と思われる。しかし、この選択肢の基礎には不一致の次元が複数存在しうる。すなわち、相対的コスト、雇用水準、環境に対する安全性の問題などで

ある。たとえば、石炭発電は一般に費用がかからないことを理由に支持されうるが、他方、石炭発電にイオウや二酸化炭素の放出を削減する濾過装置の設置に関する問題も存在しうる。対話の過程で、石炭発電に反対する論者の主な理由が汚染物質の放出にあることが明らかになれば、その解決は、二回の投票によって得られる。一回目の投票は基礎技術に関して行われ、二回目は、一回目に選択された基礎技術を前提とした、環境／効率性のトレード・オフに関する投票である。

しかし、参加者のなかには、このように問題を分離することに反対の者もいるであろう。というのも、問題の分離が実施されると、自己の支持する選択肢が敗北すると思われるからである。そのため、彼らは自己と利害関係のある特定の立場を封じるように人為的に多数派を形成しようとし、議題を操作するのである。しかし、こうした技法が通じるためには、議題を操作しうる特権的立場にある人々の集団が存在しなければならぬ。この集団はまた、一般の参加者本人よりも、参加者の選好パターンの意味をよく理解している。対話的民主主義において、参加者の意見の相互的關係は、議題に上がった提案について様々な論者が賛成あるいは反対の主張を行うとき、はじめて公の知るところとなる。そのため、初期の選択が多次元に及ぶことが明らかになった場合、決定を次元ごとに分離することに反対することは困難となる。しかし、それが明らかではない場合には、演説家たちは対話の参加者たちをだまし、自己の支持する提案が勝つように、提案が分離されないままの状態で参加者が選択するようにしむけるであろう。

要するに、選好順序が単峰型とならない主な理由は次の点にある。投票者はそれぞれ異なった重要性を選択肢に与えており、選択肢はそれぞれの次元に分離される必要があるが、投票者のあいだで議論されている争点が、次元ごと

に分離されず融合してしまっている点にある。ミラーによれば、このことを問題として明らかにする点に対話的民主主義の利点がある。⁽¹¹⁾ もしも多くの人々が戦略的に行動しなければ、決定を次元ごとに分離しようとする意欲が一般に存在するであろう。その分離された各次元で、われわれは勝利する選択肢を見出すことができるはずである。そして、分離された諸部分を再び一つにすることで、多数者の意志を公正に表わす全体的な結果を得るであろう。なぜなら、そうして得られた結果は選択の各次元で多数者の判断に従うためである。

最後に、多数決の意思決定方法が、ボルダ計算に代表されるような評価順位方法と対立する問題に取り組みられなければならない。多数決方法の特徴は、他のすべての選択肢に勝る強力な選択肢、いわば多数者の意志を見出す点にある。他方、ボルダ計算の特徴は、投票者の評価順位を完全に知ることができ、総得点のもっとも高い選択肢、つまり投票者がおおよその満足をえる選択肢を見出す点にある。この様な両者の違いから、決議すべき事柄の性質にそくして適切な決定方法を採用することが必要である。⁽¹²⁾ たとえば、パーティの食事を何にするかを決めるとき、多数派の意志が支配することよりも、出席者全体の満足が最大化されることが重要である。そのためボルダ計算の採用が適切であろう。しかし、ある犯罪に死刑を適用すべきかどうかといった、正しい行為について判断する場合には、多数決方法を採用すべきであろう。そこでは多数者の意志の表明が重要だからである。

このように最善かつもつとも公正な決定方法の採用は問題の性質に依拠する。対話的民主主義の長所は、当初問題の性質が明らかではなかった場合に、対話の過程において、それが確定される点にある。先述したように、対話的民

主主義の特徴は、個人の選好が倫理的な基礎を持つ判断へと転換される過程にあるが、実際の民主主義においては、個人の選好によって問題を決定することが合理的な場合がある。公共財の多くがこれにあてはまる。たとえば、サッカー場とプールとのあいだで予算を割り振る場合、二つの選択肢のあいだの選好の傾きと強さを考慮することが中心となる。したがって、最も満足のゆく予算の割り当て方は、ボルダ計算によって見出しうる。このような場合、対話の役割は、実質的に合意された判断に到達することではなく、問題の性質を明らかにし意思決定の手続きを確定することにある。

以上の様に、リベラルな民主主義に対する社会選択理論による問題提起に対して、対話的民主主義がいかにしてその弱点を克服するかを確認してきた。民主主義の社会的実践を対話的理想へと移行させるためには、市民がその政治的見解を単に表明するだけでなく、公共の問題に関する対話の過程で自己の見解を形成すること、このことを奨励する必要がある。すでに述べたように、対話的民主主義は、個人がその私的選好を倫理的判断へと修正する能力をもつことを前提としている。これはリベラリズムの人間像とも一致している。リベラリズムは、人々が善き生の構想を形成するだけでなく、それを修正する能力をもつと考える。M・サゴフ (Mark Sagoff) によれば、諸個人が環境問題について判断する場合、消費者として自己の利益を追求するのではなく、市民として、すなわち共同体の一員として共同の利益のために道徳的判断を形成することが期待される。そして、市民の判断のあいだに食違いが生じた場合には、対話を通して投票をおこない共同体の意志を確認することが必要となる⁽¹³⁾。この様に、環境問題に関する社会的決定を行う際にも、対話の過程が重要な役割を果たすと考えられるのであり、市民のあいだで情報を交換し対話を活性化

化させる基盤整備型の政策が必要とされるのである。⁽¹⁴⁾

- (1) 「投票のパラドクス」については、K・アローの書物をはじめ公共選択を扱うテキストのなかで説明されている。以下の文献を参照。K. J. Arrow, *Social Choice and Individual Values*, (Wiley, 2nd edn, 1963), 長名寛明訳『社会的選択と個人的評価』（日本経済新聞社、一九七七年）・ A. Feldman, *Welfare, Economics and Social Theory* (Martinus Nijhoff, 1980), 佐藤隆三監訳『厚生経済学と社会選択理論』（マクグロウヒル、一九八四年）。
- (2) K. J. Arrow, *Social Choice and Individual Values*, (註1)。アローの定理によれば、三つ以上の選択肢に関する二人以上の人間の個人的嗜好から社会的嗜好を導くとき、決定ルールの公正さを担保するいくつかの条件を与えると、どのルールも循環に陥ってしまうのである。つまり、公正さの諸条件を同時に満たす決定ルールは存在しないのである。
- (3) W. H. Riker, *Liberalism against Populism: A Confrontation Between the Theory of Democracy and the Theory of Social Choice* (W. H. Freeman, 1982), 森脇俊雅訳『民主的決定の政治学—リベラリズムとポピュリズム』（芦書房、一九九一年）、『公共選択論』、佐伯胖『きめ方の論理—社会的決定理論への招待』（東京大学出版会、一九八〇年） Dennis C. Mueller, *Public Choice II* (Cambridge U. P., 1989), 加藤寛監訳『公共選択論』（有斐閣、一九九三年）。法哲学者によるこの問題の詳しい研究として次のものがある。宇佐美誠『公共的決定としての法—法実践の解釈の試み』（木鐸社、一九九三年）。
- (4) David Miller, 'Deliberative Democracy and Social Choice,' *Political Studies* 40 (1992): 54-66.
- (5) 多数決ルールの詳しい説明については以下を参照。W. H. Riker, *Liberalism against Populism*, (註3) 翻訳八七—一〇〇頁、D. Mueller, *Public Choice II*, (註3) 翻訳第五・六章、宇佐美誠『公共的決定としての法』（註3）一九五—二〇〇頁。
- (6) 順位評価ルールについては、W. H. Riker, *Liberalism against Populism*, (註3) 翻訳一〇一頁—一二三頁を参照。
- (7) 戦略投票については、W. H. Riker, *Liberalism against Populism*, (註3) 翻訳第六章、宇佐美誠『公共的決定としての法』（註3）一二二—一二三頁を参照。
- (8) David Miller, 'Deliberative Democracy and Social Choice,' (註4)。この他に、ミラーによる対話的民主主義についての

考え方は、次の書物においても展開されている。D. Miller, *Market, State, and Community* (Oxford U. P., 1986), ch. 10. 本話的民主主義に関する主だった論文は以下の書物に収められている。John Elster and Aannund Hylland (ed.), *Foundations of Social Choice Theory*, (Cambridge U. P., 1986), James Bohman and William Rehg, eds., *Deliberative Democracy* (MIT, 1997).

- (9) David Miller, 'Deliberative Democracy and Social Choice,' (註4) p. 60.
- (10) R. Goodin, 'Laudering preferences', in J. Elster and A. Hylland (ed.), *Foundations of Social Choice Theory*, (Cambridge U. P., 1986), pp. 75-102.
- (11) David Miller, 'Deliberative Democracy and Social Choice,' (註4) p. 65.
- (12) 佐伯胖『きめ方の論理——社会的決定理論への招待』(東京大学出版会、一九八〇年)、四九―五三頁。
- (13) M. Sagoff, *The Economy of the Earth* (Cambridge, 1988), p. 55. サゴフのこうした市民と消費者、政治的領域と経済的領域に二分するのに対する批判として次のものが有名。John O'Neil, *Ecology, Policy and Politics: Human Well-Being and the Natural World* (Routledge, 1993), pp. 172-7. また、市民と消費者の区別については次のサンステインの議論も参照された。Cass R. Sunstein, *Free Market and Social Justice*, (Oxford U. P., 1997), ch. 2.
- (14) 植田和弘は、環境政策において有効なのは直接規制や経済政策だけでなく、環境情報のインフラ整備や環境教育などの基盤整備型の政策も様々な有効性を発揮しうることを指摘している。植田和弘『環境経済学』(岩波書店、一九九六年)、一〇五―一十一頁、同『環境経済学への招待』(丸善ライブラリー、一九九八年)、五九―六二頁。

六 環境保全とリベラルな中立国家

多くの政治理論家は、環境政策の道徳的根拠を見出そうとしてきた。先に述べたように、リベラリズムは自然保護の理想と環境思想の発展に対し適切な枠組みを与えてきた。それにもかかわらず、環境政策の関してリベラリズムは困難に直面する。環境哲学者のデ・シャリットの主張によれば、リベラリズムは環境政策を議論することを認めそれを推奨するが、議論の結果を認めることができないのである。⁽¹⁾リベラリズムは建設的な国家の公的行為が環境保全を達成することを妨げるのである。環境政策との関連で、リベラリズムによる政治の理想が不適切であることを論じる⁽²⁾とき、まず国家の中立性が維持できないことに言及する必要がある。

たとえば多くの自然保護主義者は、農村での生活が車と工場からなる都市の生活よりも自然と調和していると考え⁽³⁾る。彼らは、農村生活には疎外要因がほとんどないか、まったく存在しないと考える。彼らの主張は、ある種の生活は他の生活よりも優れており、それは善き生を構成するというものである。しかし、これについては吟味する必要がある。この種の生活が善であるかどうかについての論争は、まったく正当なものである。善き生の構想に関する論争が、ここに存在しているのである。自然保護主義者も開発主義者も、いずれの主張も善について、なんらかの想定をする必要がある。というのも、その主張は価値の理論に、つまり本質的で非道具主義的な価値に依拠するためであり、その様な価値の理論は明らかに善の理論だからである。

問題は、次の点にある。すなわち、リベラリストが政策を個人の自律的決定の問題として考えることに固執することと失うものは何なのか。もしも、リベラリストが共同体の善や福祉政策などの考慮を制限するならば、その対価を支払う必要がある。環境主義者にとって、まず政策によって提供されなければならないのは、共通で一般的な利益が議論され保護される際の枠組みである。

今日のリベラリズムは、国家の中立性を強調する点に大きな特徴をもつ⁽²⁾。国家は、特定の善き生の構想を推奨したり禁止したりすべきではなく、様々な善き生の構想が追求しうるような中立的な枠組みを提供しなければならない。リベラリズムは、国家の中立性をこのようにとらえるのである。しかし、この考え方には様々な観点から批判があり、国家の中立性を支持するためにはいっそうの明確化が必要である。

W・キムリッカ (Will Kymlicka) によれば、リベラリズムの中立性の考え方を二つに区別することができる⁽³⁾。第一の考え方は、政府の行為が、様々な生活様式に対し中立的な結果をもつことを要求する。これは「帰結的中立性 consequential neutrality」と呼ばれる。第二の中立性は、政府の行為が、ある生活様式を他の生活様式以上に支援することを認めるが、ある生活様式を他の生活様式に対立するかたちで支援することを否定する。国家が、どの生活様式がもつとも価値ある生き方であるのか、これについて判断し一つの立場を採るとすれば、国家の政策は正統性を失うことになる。この第二の中立性の考え方は、「正当化的中立性 justificatory neutrality」と呼ばれる。

ロールズの場合、この二つの中立性の考え方のいずれを支持しているのだろうか。まず、帰結的中立性の考え方から検討すると、ロールズの理論にはそれを支持しえない二つの基本的な見解がある。第一に、ロールズは表現の自由

や結社の自由をはじめとする市民的自由を尊重する。この市民的自由は、非中立的な帰結をもたらす。なぜなら市民的自由は、いわゆる「思想の自由市場 a market-place of ideas」を形成し、個人は、この市場において善き生についての競合する見解のなかから自由に選択するのである。こうした自由の条件下では、価値のある生き方は、価値のない生き方を駆逐してしまうであろう。ロールズは、非中立的な帰結をとまなうにもかかわらず、そのような「文化の市場 a cultural market-place」を支持するのである。

第二に、基本善の役割に関するロールズの説明もまた、帰結的中立性と一致しない。基本善は、様々な善き生の構想を追求するさいに利用されうると考えられているが、しかし、どの生き方も費用が同じだけかかるわけではないため、資源の平等による配分は非中立的な帰結をとまなう。すなわち、ぜいたくで費用がかさむ生き方を選んだ者は、資源が平等に配分された場合、慎ましい生き方を選んだ者よりも満足を得ることは少なくなるであろう。ロールズが資源の平等を支持する理由は、それがぜいたくな欲望をもつ者の資源に対する過度の要求を禁じる点にある。

さらに、ロールズは、個人は生き方の選択について責任があると考える。個人は、自己の人生の目的や願望を形成するとき、それを期待することが理に適っているかどうかをまず考慮して、人生の目的を形成する責任がある。自己の選択の合理性について考慮せずに、ぜいたくな嗜好を身につけた者は、他人の援助を要求する資格はない。ロールズは、個人の欲望がどれほど強いものであっても、それによって個人の要求が重要となるわけではないと考える。⁽⁴⁾

このように、ロールズのリベラルな正義を構成する基本的な二つの要素は、すなわち、市民的自由の尊重と物質的資源の分配に関する公正とは、ともに帰結的中立性を排除するのである。キムリッカによれば、ロールズは正当化的

中立性を支持するものとして解釈されなければならない。ロールズの理解では、政府は善についての様々な構想のあいだで中立的である。このことは、様々な善の構想が、社会的観点から評価されることがまったくないことを意味している。国家は、様々な生き方の価値に関する公的な評価順位に準拠することで、自らの行為を正当化するわけではない。なぜなら、そのような公的評価順位は存在しないからである。このような中立性は、文化的競争の非中立的な帰結と個人の責任と一致する。ロールズによれば、国家が正当化的中立性に制約されるとき、善き生はその価値をさらに高めるかたちで確立され、また個人も自己の選択のコストに対する責任を引き受けることになる。

しかし、ロールズの中立性の考え方が、個人の自律的選択を強調する点については批判がある。自律的な選択は一定の社会的文脈においてのみ可能となるが、リベラルな中立性は、そうした文脈の存在と発展を確保することができないのである。批判者の主張によれば、多元的文化の存在は、個人の選択に必要な選択肢の幅を人々に提供するがであり、リベラルな中立性は、この多元的文化の存在を保証できないのである。個人の自律は文化の多元性を必要とする。しかし、中立的な国家はそれを保護することができないのである。文化の市場が拡大してゆくと、多元性を支える文化的構造を掘り崩すことになり、個人の自律の条件が失われることになる。

このような批判に対して、ロールズは、自律的な選択が文化の発展を要求することを認めるが、しかし、善き生は国家の支援がなくとも文化の市場において存続することができることを主張する。キムリッカは、この反論が不適切であると考え。たしかに、自由の条件下では、人々は善き生の価値を評価したり認識することができ、またそれを支援するであろう。しかし、現在の人々がその善き生に対してもつ利益は、将来世代にとって必要な資源を枯渇させること

によって、もつとも増進されるかもしれない。文化の市場は、現存する人々が価値ある生を同定することを保証するとしても、それが将来の人々に対し価値ある選択肢の幅を確保すると考える理由はない。したがって、将来世代に適切な選択肢の幅を残すために、国家の支援がぜひとも必要とされるのである。

しかし、このことは国家の中立性を否定することになるのだろうか。キムリッカは、二種類の政策について検討を試みる。第一に、政府は選択肢の適切な幅を確保するために、個人がその卓越主義的な私的な理想に従って文化的支援に貢献した場合、彼に対し税額の控除を認める政策をとる。国家は選択肢の適切な幅を確保するために行為するが、その選択肢の評価は、国家の強制装置の外側にある市民社会において生じるのである。第二に、善についての様々な構想の評価は政治上の問題となり、政府は選択肢の適切な幅を確保するだけでなく、特定の選択肢を促進するために介入する。卓越主義的国家は、価値のある選択肢が劣った価値の選択肢に取って代わることを奨励し、そうすることで人々の選択肢の質の向上を期待するのである。リベラルな中立性もまた選択肢の範囲が改善されることを期待し、文化の市場を尊重する。それは、悪しき生が善き生に置き換わることを望むためである。

二つの政策の立場は、ともに選択肢の幅を確保し、その改善を目的とする。しかし、両者の不一致は、善き生の評価が国家と市場のいずれによって遂行された場合に、善き生はさらに高い価値を確立するのか、この点にある。キムリッカは、この対立を卓越主義と中立性との対立ではなく、国家的卓越主義と社会的卓越主義とのあいだの対立と考⁽⁵⁾える。というのも、国家の中立性はその一方で、市民社会における卓越主義的理想の役割を支持しているためである。

しかし、キムリッカは次の理由により国家的卓越主義がわれわれの社会に望ましくない結果をもたらすため、そ

れを支持することができないと主張する。国家的卓越主義によれば、様々な善き生についての社会的な評価順位の確定は、公共的な対話による集団的決定に委ねられる。そして、一定の人々が自分たちの生の構想を公共的な場で定式化し、説得力のある主張を展開しえなかった場合、国家は彼らの生活様式の存続が困難になるような行為をとりうるのである。これに対し、中立的な国家をとまなう自由な社会においては、自己の生を他の人々に説得できなかった人々が文化の市場における競争に敗れはしても国家の対抗的な行為に直面することはない。さらにキムリッカは、実際問題として国家的卓越主義が社会の支配的文化の生き方を固定化し、その支配的文化の影響によって善き生に関する人々の自由な評価がゆがめられ、また周辺に追いやられた集団の価値を排除することになると述べる。

たしかに、キムリッカが国家の強制力を警戒することは正しいとしても、補助金や税額控除などの中立的国家の政策が強制的ではないと言えるかどうか疑問である。⁽⁶⁾ また環境政策の場合、環境税や排出権取引などの間接的な手法を実際に用いるためには、いくつかの困難な課題を克服する必要がある。むしろ、環境政策において効果をあげてきたのは直接的な規制であり、地球環境問題にもその効果は期待しうる。いずれにしても今日の環境問題に対処するためには、国家の強制力を否定することよりも、その積極的な役割を評価すべきである。もちろん、国家の介入には制約が必要であり、それは善に関する議論に依拠し、それによって正当化されなければならないであろう。

環境哲学者のデ・シャリットも、リベラリズムの中立的な国家に対し次のように批判する。⁽⁷⁾ たしかに、ベラリストが中立性の考えに依拠しながら国家の介入を正当化するとしても、そのような正当化は環境問題にうまく適用することができない。リベラリズムの中立的な国家が講じる政策は、個人に適切な選択肢の幅を確保することであり、その

選択肢の評価は個人に委ねられる。しかし、国家が適切な選択肢の幅を決定するとき、その選択肢の幅がなぜ望ましいのかを説明する必要がある。たとえば、Aがx個の選択肢のなかから選ぶことを主張するのに対し、Bはx+n個の選択肢の幅を要求する。このとき双方とも、なぜn個の選択肢の存在が望ましいのか、あるいは望ましくないのかを相手に説明する必要がある。たとえば環境の保全を主張する者は、将来世代が一定の自然環境を享受することを望むが、その理由は、過去においてその自然の享受が望まれており、今日のわれわれに対してもまた、それが満足を与えてくれることが明らかであるためである。彼はまた、核兵器や原子力発電などの有害と思われるものを将来世代に残すべきではないと考える。しかし、リベラルな中立的国家は、将来世代に様々な生の構想のあいだで選択しうる機会を確保しようとするため、核兵器や原子力発電までも将来世代に残すことになる。ド・サリは、一定の環境の保全を支持する主張が、現在の特定の人々の利益と対立する場合、保全すべき環境が手段として価値をもつのではなく本質的に善であるという主張に基づかなければならないと考えるのである。

すでに見てきたように、環境問題に関連するところでは、国家の干渉は善についての論争に依拠し、またそれによって正当化されるのである。われわれが今日直面している生態系の崩壊や、それに伴って生じる政治的困難に対処しなければならぬ政策を正当化しえないような論拠は重要ではないと主張する。実際、もしもそのような政策が、善についての純粋な議論に依拠せず実施されるとしたら、その政策は全体主義的なものになるであろう。つまり、非常に広範で多様な人々が、なぜその規制が必要なのかを理解することなく規制が加えられることになるためである。

リベラリズムは環境思想の土台となったにもかかわらず、公共的な環境政策とその正当化に関して基本的な困難を

もつのである。ほとんどのリベラリストが中立性にこだわり、リベラルな民主主義の政策を個人の意志の問題として考えるが、他方、環境問題は公共的な政策を要求し、結果的には国家の介入を要求するのである。⁽⁸⁾

このことは、リベラルな政府が環境問題に取り組むことができないことを含意するだろうか。ド・サリによれば、もしもリベラリズムが中立性の政策と自律的決定の総和に、自己を同一視するならば、この問題に対処することはできないだろう。⁽⁹⁾ 環境保護が含意する国家の介入は、共通善に関する考慮によって正当化されるのである。したがって、

リベラリズムは、リベラルな国家やその政策の正当化としての中立性を放棄することになる。共同体の感覚が必要となるのは、環境の時代において社会的で環境配慮的な責任が、自己利益的で利潤追求的な動機よりもずっと重要な役割を演じるべきだからである。もしもわれわれが全体主義体制へと後退することを望まないとしたら、哲学としてのリベラリズムが提供する議論の開放性と寛容とを獲得する必要がある、また、より卓越主義的なリベラリズムを探求する必要がある。すなわち、自律的決定の総和としての民主主義と個人的選好に依拠する市場主義とは、ほとんどの人の利益をもたらさない。しかし、公共的な政策は自由を恣意的に制限するものではなく、それは強力な福祉的国家をとともなうが、おそらくそれはこれまで無視されてきたもう一つのリベラリズムの伝統のなかに見出すことができる。

ド・サリは、このようなリベラリズムの伝統を「社会的リベラリズム Social Liberalism」と呼び、環境政策の正当化にとってもっとも適切な政治理論として考えるのである。⁽¹⁰⁾ グレイもまた、社会的リベラリズムの伝統が、個人の自律を可能にする社会的強制の役割を十分に理解してきたと考える。⁽¹¹⁾ グレイによれば、その中心的理想は、すでに J・

S・ミル (John Stuart Mill) の著作に確認しうるが、特に今世紀の前半に、L・ホブハウス (Leonard T. Hobhouse)

やJ・M・ケインズ(John M. Keynes)などの思想家によって大きく展開された。個人の自律への要求と社会的強制の必要性とを、いかにして調和させるかという問いは、ミルの自由主義思想の継承者であるI・バーリン(Isaiah Berlin)が考察したテーマでもあった。今日その主題はラズによって強力に理論展開されている。デ・シャリットは、こうした社会的リベラリズムの伝統に見出される考え方が、リベラルな概念を用いた環境政策の正当化を考慮している。環境時代にふさわしい政治理論と考えるのである。

(1) コングでの議論は、主に次の文献に依拠している。Will Kymlicka, 'Liberal Individualism and Liberal Neutrality', *Ethics*, 99 (1989), 883-905. A. de-Shalit, 'Is Liberalism Environment-Friendly?', *Social Theory and Practice*, 21, 2 (Summer 1995), pp. 82-103. 本稿では、ロールズの正義の原理と環境権との関係や貯蓄原理についてはふれられなかった。ロールズの正義の原理による環境権の正当化については、浜田宏一『損害賠償の経済分析』(東京大学出版会、一九九七年)、一〇七―一〇八頁を参照されたい。

(2) リベラリズムの中立性の考え方については、以下の文献を参照されたい。B. Ackerman, *Social Justice in the Liberal State* (Yale U. P., 1980), p. 11, 61, C. Larmore, *Patterns of Moral Complexity* (Cambridge U. P., 1987), ch. 3, R. Dworkin, 'Liberalism', in S. Hampshire, ed., *Public and Private Morality* (Cambridge U. P., 1978), p. 127, R. Nozick, *Anarchy, State and Utopia* (Basic Books, 1974), p. 272-3, 翻訳四四三―七頁参照。

(3) Will Kymlicka, 'Liberal Individualism and Liberal Neutrality', (註1) p. 884

(4) Will Kymlicka, 'Liberal Individualism and Liberal Neutrality', (註1) p. 892

(5) Will Kymlicka, 'Liberal Individualism and Liberal Neutrality', (註1) p. 895 国家的卓越主義と社会的卓越主義との概念的区別に関連する、さらに詳細な分析として次のものがある。Colin M. Macleod, *Liberalism, Justice and Markets* (Oxford U. P., 1998), ch. 7.

- (6) ドウオーキンは、医師が患者に対し中絶に関する情報提供をさせないために、レーガン政権が補助金を利用したことについて批判している。R. Dworkin, *Freedom's Law* (Harvard U. P., 1996).
- (7) Avenir de-Shalit, *Why dose posterity matter?* (Blackwell, 1996), p. 99
- (8) A. de-Shalit, 'Is Liberalism Environment-Friendly?', (註一) p. 99
- (9) A. de-Shalit, 'Is Liberalism Environment-Friendly?', (註一) p. 95
- (10) A. de-Shalit, 'Is Liberalism Environment-Friendly?', (註一) p. 83.
- (11) John Gray, *Hayek on Liberty*, 3rd edition (Routledge, 1998), p. 161. また、次の文献もホブハウスの「社会的リベラリズム」について簡単に言及している。David West, 'Beyond social justice and social democracy: positive freedom and cultural right,' in David Boucher and Paul Kelly, eds., *Social Justice: From Hume to Walzer* (Routledge, 1998), p. 239.

七 むすびにかえて

本稿では、国家の環境政策について適切に考慮しうるリベラリズムの特徴について検討してきた。今日の環境問題に対処しうる公共的な施策を推進するために、個人の私的選好に依拠する市場主義や、個人の自立的決定の総和としての民主主義では不十分であること、むしろ個人の自律を可能にするために国家の積極的な役割を認める卓越主義的な社会的リベラリズムが、そうした特徴を持ちうることを確認した。しかし、十分に考察されず残された問題も多い。たとえば、今日の環境問題の重要な課題の一つである将来世代に対する義務の正当化の問題がある。この問題には深刻なジレンマが存在する。それは現代世代におけるもっとも恵まれない人々の福祉を向上させる政策が、将来世代の環境危機を招くおそれがある、というジレンマである。さらに、ロールズの『正義論』のなかで提示された貯蓄原理

についての検討も残された。これらの問題は「世代間正義」の問題として議論されるが、これについては稿を改めて検討することにした。